

山陽小野田市農業委員会

第 2 7 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和元年 9 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 0 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第114号 農地法第3条 権利の移動

議案第115号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第116号 現況証明願い

報告 第50号 水田埋め立て畑地造成事前申し出について

報告 第51号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告 第52号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告 第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第117号 農用地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	本日は、8月15日発令の山陽小野田市人事異動により、事務局職員に異動がありましたので、最初に辞令交付式を行います。
	進行は事務局長の方でお願いします。
局長	それでは、対象者は中央にお進みください。 (この間、稲葉職員、中央に) ただ今から、農業委員会辞令交付式を行います。 一同礼。 名前を呼びますので、会長の前にお進みください。 「稲葉 徹」(いなば とおる) (この間、会長から辞令交付)。 会長訓示 (この間、会長から訓示) これを持ちまして、農業委員会辞令交付式を終わります。 一同礼。 自席にお戻りください。
議長	それでは、只今より第27回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員はありません。 それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。 総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願いします。 本日の議事録署名委員は14番松村会長職務代理者と1番齊藤委員にお願い致します。 それでは議事に入ります。 議案第114号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第3条の許可申請は3件です。 議案第114号番号46について議案書をもとに説明いたします。 議案書1ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

	地目は田、面積は 11 m²です。 位置図は 2 ページ、公図は 3 ページをご覧ください。 申請地は、〇〇〇から北東へ約 1.4 k m に位置する農用地内の農地です。 譲受人の耕作面積は 4,850.84 m²で、自作です。 本件は、前回の総会で同地区内の 5 筆の農地について農地法第 3 条の許可をしましたが、1 筆ほど申請漏れがありましたので、本総会で当該遺漏を補完するものであります 権利設定等の事由は、申請地は、遠隔地に居住し、管理ができない叔母の養女が相続した農地で、これまでも譲受人が管理をしてきましたが、この度、譲り渡したいとの申出があり、これに応じたものとなります。 譲受後は水稻を栽培する予定です。 贈与による所有権の移転になっております。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。 なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。
6 番	現地の報告をさせていただきます。 現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。9 月 5 日に事務局 2 名と重永委員、私の 4 名で現地調査をさせていただきました。 周辺の状況は畑と水田に囲まれていました。 申請地の状況は畑となっています。親族からの相続となります。 譲受人は 48a を既に耕作しており、経営規模を拡大したいとの意向があるということです。 以上で現地報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 114 号番号 46 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に番号 47 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 114 号番号 47 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 1 ページをご覧ください。

	譲受人・譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は田及び畑、面積は 730 m²です。 位置図は 4 ページ、公図は 5 ページをご覧ください。 申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から北西へ約 1.1km に位置する農用地区域外の農地です。 譲受人の耕作面積は 6,220 m²で、自作です。 権利設定等の事由は、遠方で管理が困難であり、農業後継者もいない譲渡人からの要望に、譲受人が応じたものです。 譲受後は畑として利用し、果樹及びカボチャを栽培する予定です。 売買による所有権の移転になっております。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 7 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。 9 月 5 日に事務局 2 名と二井委員、私の 4 名で現地調査をさせていただきました。 周辺の状況は北側に山がありまして、南側が主に水田地帯となっています。 申請地の状況は、休耕中となっていますが、今後は先の事務局の説明でもありましたように主に野菜を植付け、耕作する予定です。 雨水に関しては自然流下で農業用水路に排水し、汚水は発生せず埋立等もないため、法面の処理也没有せん。 境界につきましては、既存の構造物、畦畔等で確認しています。 以上のことから特に問題はないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 114 号番号 47 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に議案第 114 番号 48 及び報告第 50 号番号 15「水田埋立畑地造成事前申出」については関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
局長	議案第 114 号番号 48 及び報告第 50 号番号 15 について一括して議案

書をもとに説明いたします。

先に議案第 114 号番号 48 について議案書をもとに説明いたします。
議案書 1 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田及び畑、面積は 3,344 m²です。

位置図は 6 ページ及び 8 ページ、公図は 7 ページ及び 9 ページを、
ご覧ください。

申請された 8 筆の内、〇〇〇〇の 4 筆については〇〇〇から北東へ
約 2.5 k m に位置する農用地外の農地です。

また、〇〇〇〇〇の 4 筆は、〇〇〇から北東に約 1.1 k m に位置
する農用地外の農地です。

譲受人の耕作面積は、この度農地を取得することにより 3,344 m²と
なり、下限面積要件を満たします。

自作となります。

権利設定等の事由は、農地を取得し、果樹栽培を行いたい譲受人の
要望に、「遠隔地に住んでおり農地を管理することができない。」や、
「高齢で施設に入所しており、成年後見人も遠方に居住している。」
などの理由で、農地の維持管理が困難となった譲渡人が応じたものと
なります。

譲受後は、〇〇〇〇では、イチジク、栗及び梅を栽培し、〇〇〇〇
〇では、イチジク、柿及びみかんを栽培する予定です。

売買による所有権の移転となっております。

本件は、適正な営農計画が提出されており、農地法第 3 条第 2 項に
該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に、関連する報告第 50 号番号 15 「水田埋立畑地造成事前申出」
について議案書をもとに説明いたします。

議案書 52 ページをご覧ください。

申出人、土地表示等は議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は 2,565 m²です。

位置図は 56 ページ及び 57 ページ、公図は 58 ページ及び 59 ペー
ジ、土地利用図は 60 ページから 63 ページまでをご覧ください。

申出地は〇〇〇〇の 1 筆については、〇〇〇から北東へ約 2.5 k m
に位置する農用地外の農地です。

また、〇〇〇〇〇の 4 筆については、〇〇〇から北東に約 1.1 k m
に位置する農用地外の農地です。

本件は、荒廃した水田であり、作目に適した土壌改良を行うため、

	〇〇〇〇では約 0.5m、また、〇〇〇〇〇では約 1.3mの埋立を行い、梅、栗、柿及びみかんを栽培しようとするものです。
議長 6 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。 まずは〇〇〇〇から報告いたします。 周辺の状況は〇〇の周辺は全て保全管理中でした。 〇〇〇と〇〇〇及び〇〇〇は東側が山で西と南側は宅地でした。 申請地の状況は〇〇〇は保全管理中で、〇〇〇と〇〇〇及び〇〇〇は果樹耕作中でした。 譲渡人は遠方に居住しており、管理が困難な為譲渡するようです。 譲受人は隣接する宅地も購入し、宅地に進入路をつける予定です。 以上で有帆地区の報告を終わります。 続いて小野田地区について説明させていただきます。 周辺の状況は〇〇と〇〇の周辺は保全管理中です。 〇〇〇の周辺は道と畑に囲まれています。 〇〇〇は果樹耕作中となっていました。 申請地の状況は〇〇と〇〇は保全管理で、〇〇〇は梅と柿が耕作されていました。 〇〇〇は保全管理中となっていました。 譲渡人は遠方にいるので、管理ができず譲渡するとのことでした。 以上で現地報告を終わります。
議長	只今の説明および現地調査報告について何か質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ。
1 1 番	今回の申請では一気に 3 反取得したため 3 反要件は満たしていると思いますが、農機具は揃っているのですか。
議長	事務局どうぞ。
事務局	購入予定となり、既に話をしてあるようで、3 条許可が出次第購入するとのことでした。
1 1 番	わかりました。それと、果樹栽培となっていますが、果樹栽培が目的ではないと思うんですね。 まあ書類がそうならそう受けざるを得ないと思うんですが、これは明らかに土砂捨て場、残土処理場にしたいと思います。 私たちの家の周りがそうになっています。

私の近所でもほとんど高齢で農地を手放したい人が大勢います。
 そういうのを情報を集めて、第3種農地だからと、転用がしやすいからと購入しているわけですね。
 このまま農業委員会として放っておいてもいいのかとちょっと心配になっています。

事務局としては書類がそろってれば受けざるを得ないんでしょうけど、今後目を光らせていくしかないんじゃないかなと思いますが。

議長 事務局お願いします。

局長 書類上はすごく詳細な営農計画が出されておりました。
 私が見る限りは今から充実した営農が行われるのではないかなという感じを受けました。

3条ですから完了報告等はありませんが、その辺は地区の農業委員さん方に平素の農地パトロールをしていただいて、適正に営農されているか確認をしていただきたいと思います。

議長 他にありませんか。
 (挙手あり)
 どうぞ。

9 番 申請人に〇〇と書いてあるが〇〇〇〇ですか。
 例えば建設廃材や残土を置くなどして畑地として利用していない場合はどのような行政指導をするのですか。

議長 埋立にしても瓦礫混じりの土砂を入れたりするのではないですか。

局長 事務局どうぞ。

先ほども申したように農地パトロールで確認をしていただきたいと思います。

もし残土捨て場になっているようであれば畑地造成ではなく残土捨て場で農地転用の申請をしていただくことになると思います。

また、土壌の種類によっては環境保全の問題も出てくると思いますので、環境課と協議になるかもしれません。

いずれにしても、日ごろから気にかけて農地パトロールをしていただけたらと思います。

議長 今事務局が説明しましたように、法律を犯す可能性があるだけではなかなか裁くことは難しいのが現状です。

そのため、農地パトロール等を通じて適正な管理が行われているか目を光らせていただくしかありませんのでよろしくお願いします。

他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

	議案第 114 号番号 48 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 また、報告第 50 号番号 15 の審議を終わります。 次に議案第 115 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第 5 条の許可申請は 9 件です。 議案第 115 号番号 110 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 10 ページをご覧ください。 借受人、貸付人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は田、面積は 1,207 m²です。 位置図は 12 ページ、公図は 13 ページ、土地利用図は 14 ページ及び 15 ページをご覧ください。 申請地は、市役所から北西へ約 1.3 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 転用目的は、露店駐車場 43 台分の設置です。 申請の理由は、店舗拡大に伴い来客用の駐車場を設置したい借受人の要望に、宅地や道路に囲まれ、農地以外の土地利用を図った方が有益であると判断した貸付人が応じたものです。 契約の種別は、賃貸借となっております。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。 なお、本件は、開発許可と同時施行となります。
議長 7 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は北側に〇〇〇〇、東側に〇〇〇〇店があります。 皆さんも〇〇〇〇〇を通られたらわかると思うのですが、現在の店舗と〇〇〇〇〇店の間の農地で 1m 程度道路より低い土地です。 そこを埋め立てて駐車場にしたいということでした。 雨水に関しては自然流下で敷地内にある側溝に排水し、污水に関しては構築物がないので発生しません。 境界につきましては境界杭、既設構造物で確認しています。 以上の事から特に問題はないと思います。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。

局長	議案第 115 号番号 110 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に番号 111 について事務局の説明を求めます。 議案第 115 号番号 111 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 10 ページをご覧ください。 譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は田、面積は 1,130 m²です。 位置図は 16 ページ、公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページから 20 ページまでをご覧ください。 申請地は、〇〇〇から北東へ約 0.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 転用目的は、長屋住宅 2 棟(12 部屋)の建設及び居住者用駐車場 18 台分の設置です。 申請の理由は、住環境に恵まれ需要が見込まれることから、長屋住宅を建設したい譲受人の要望に、市街地に立地する農地で管理が困難となった譲渡人が応じたものです。 契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。 なお、本件は、開発許可と同時施行となります。
議長 6 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は東側が市有地で、保全管理中でした。 北側と西側が宅地でした。申請地の状況は草地となっていました。 雨水処理に関しては道路側溝に排水します。 污水に関しては公共下水に接続します。 埋立法面はありません。 申請地への進入路の位置は図面南側で幅員は 6m です。 境界については境界杭と既設構造物で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。
議長	何か質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ。
11 番 議長	参考までに、土地の単価を教えてくださいませんか。 事務局どうぞ

事務局 11 番 議長	申請書には〇〇〇円/㎡と記載があります。 ありがとうございます。 他にありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 115 号番号 111 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に番号 112 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 115 号番号 112 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 10 ページをご覧ください。 譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は田、面積は 1,369 ㎡です。 位置図は 21 ページ、公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページから 25 ページまでをご覧ください。 申請地は、〇〇〇から北東へ約 0.5 k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 転用目的は、長屋住宅 2 棟(14 部屋)の建設及び居住者用駐車場 23 台分の設置です。 申請の理由は、住環境に恵まれ需要が見込まれることから、長屋住宅を建設したい譲受人の要望に、市街地に立地する農地で管理が困難となった譲渡人が応じたものです。 契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると、考えられます。 なお、本件は、開発許可と同時施行となります。
議長 6 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、すべて既設構造物があり、宅地です。 申請地の状況は草地となっています。 雨水処理に関しては道路側溝に排水します。 汚水に関しては公共下水に接続します。 埋立法面はありません。 申請地への進入路の位置は図面南側で幅員は 6m です。 境界については既設構造物で確認できています。 以上の事から特に問題はないと思います。
議長	何か質問はありませんか。

	無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 115 号番号 112 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に番号 113 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 115 号番号 113 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 10 ページをご覧ください。 譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は田、面積は 641 m²です。 位置図は 26 ページ、公図は 27 ページ、土地利用図は 28 ページ及び 29 ページをご覧ください。 申請地は、〇〇〇〇〇〇から北東へ約 1.3 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 転用目的は、宅地分譲 2 区画です。 申請の理由は、住環境に恵まれ需要が見込まれることから、宅地分譲を行いたい譲受人の要望に、住宅地に立地する農地で管理が困難となった譲渡人が応じたものです。 契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 7 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、〇〇〇〇〇から 100m 程西側に入った場所で、周辺はすべて住宅地となっています。 申請地の状況は周囲を住宅に囲まれた道路面より 1m 程度低い休耕地となっています。 当然隣接地には農地はありません。 雨水処理に関しては溜枡で道路側溝に排水します。 汚水に関しては公共下水に接続して処理します。 埋立法面の処理は芝貼りとなっています。 境界については既設構造物で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 115 号番号 113 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手)

局長

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第 115 号番号 114 及び議案第 116 号番号 28「現況証明願
い」については関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

議案第 115 号番号 114 及び議案第 116 号番号 28 について一括して議
案書をもとに説明いたします。

最初に議案第 115 号番号 114 については、議案書 11 ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田及び畑、面積は 2,101 m²です。

位置図は 29 ページ、公図は 30 ページ、土地利用図は 31 ページから
33 ページまでをご覧ください。

申請地は、〇〇〇から東へ約 1.5 k m に位置する都市計画法に定め
られた用途地域内の第 3 種農地です。

転用目的は、共同住宅 1 棟(22 部屋)の建設及び居住者用駐車場
29 台分の設置です。

申請の理由は、申請地の近くに〇〇があり、需要が見込まれること
から、共同住宅を建設したい譲受人の要望に、高齢のため耕作困難と
なった譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考え
られます。

なお、本件は、開発許可と同時施行となります。

次に、議案第 116 号番号 28 については、議案書 47 ページをご覧
ください。

申請者、土地表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田及び畑、面積は 226 m²です。

位置図は 48 ページ、公図は 49 ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇から東へ約 1.5 k m、農用地外にあります。

本件は、20 年以上前から農業用水路及び周辺住宅の生活排水路及び
管理用道路として使用されており、現在に至っております。

この度、隣接地での開発計画において分筆を行ったところ、当該
申請地が農地以外のものであることが判明し、現況地目に合致させる
ため、非農地証明に至ったものです。

議長
6 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

まずは 5 条から説明させていただきます。

周辺の状況は、東側がアパートで北側が宅地、西側と南側が原野となっていました。

申請地の状況は草地となっていました。

雨水処理に関しては道路側溝に排水します。

汚水処理に関しては公共下水にて処理します。

埋立法面はありません。

申請地への進入路の位置は図面右側で、幅員は 6m です。

境界については測量杭で確認できています。

続いて現況証明の説明に移らせていただきます。

申請地は 20 年以上前から水路と管理用道路として利用していたようでした。

以上の事から農地性はないと思います。

これで現地報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

11 番 30 ページの〇〇〇〇ですが、これが今年の 4 月に完成したんですが、1 年たっていませんが申請できるのでしょうか。

議長 事務局どうぞ。

局長 〇〇〇と〇〇〇と〇〇〇と〇〇〇を一体的に開発の申請を出しているので 1 年以内でも問題はありません。

11 番 わかりました。

議長 他にありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

9 番 議案書を見ると売買が令和 3 年 3 月 31 日となっているが、なぜそんなに先なのか。

局長 議案書には契約の種別と工事期間が記載されていますので、令和 3 年 3 月 31 日は工事の終了する日となります。

9 番 わかりました。

議長 他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 115 号番号 114 及び議案第 116 号番号 28 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号 115 について事務局の説明を求めます。

局長	議案第 115 号番号 115 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 11 ページをご覧ください。 譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は宅地ですが、現況が農地となっており、農地台帳に登載されていますので申請に至ったものです。 面積は 296.51 m²です。 位置図は 34 ページ、公図は 35 ページ、土地利用図は 36 ページをご覧ください。 申請地は、〇〇〇から南へ約 2.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 転用目的は、宅地造成です。 申請の理由は、閑静な住宅地で需要が見込まれることから、取得して宅地の分譲を行いたい譲受人の要望に、遠隔地に居住し、高齢で管理が困難となった譲渡人が応じたものです。 契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 6 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は畑地と道路になっています。 申請地の状況は、昨年までは畑地で現在は草地化していました。 雨水処理に関しては道路側溝に排水します。 污水に関しては合併浄化槽にて処理します。 埋立法面はありません。 境界につきましては既設構造物で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。現地報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 115 号番号 115 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に番号 116 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 115 号番号 116 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 11 ページをご覧ください。 譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は田及び畑、面積は 1,342 m²です。

位置図は 37 ページ、公図は 38 ページ、土地利用図は 39 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南西へ約 1.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

転用目的は、宅地分譲 8 区画です。

申請の理由は、交通の便が良く、近傍に〇〇〇〇〇〇があることから、需要が見込まれるため、宅地分譲を行いたい譲受人の要望に、市街地に立地する農地で管理が困難となった譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、開発許可と同時施行となります。

議長
6 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、すべて既設構造物で囲まれています。

申請地の状況は、一部畑でイチジクとナスが耕作中でした。

残りは保全管理中でした。

雨水処理に関しては新設の側溝に排水します。

汚水に関しては公共下水に接続し、処理します。

埋立法面はありません。

申請地への進入路の位置は図面南側からで幅員は約 5m です。

境界につきましては既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。これで報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 115 号番号 116 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案 115 号番号 117 及び報告第 50 号番号 14 「水田埋立畑地造成事前申出」については関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

局長

議案 115 号番号 117 及び報告第 50 号番号 14 ついて、一括して議案書をもとに説明いたします。

議案第 115 番号 117 については、議案書 11 ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は 1,810 m²です。

位置図は 40 ページ、公図は 41 ページ、土地利用図は 42 ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇から東に 0.7 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

転用目的は、宅地分譲 6 区画です。

申請の理由は、閑静な住宅地で、近傍に〇〇〇〇〇〇もあることから、需要が見込まれるため、宅地分譲を行いたい譲受人の要望に、農業経営を行っておらず、また、狭隘な農地のため管理に苦慮していた譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、開発許可と同時施行となります。

報告第 50 号番号 14 については、議案書 52 ページをご覧ください。

申出人、土地表示等は議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は 340 m²です。

位置図は 53 ページ、公図は 54 ページ、土地利用図等は 55 ページをご覧ください。

申出地は、〇〇〇〇〇〇〇から東へ約 0.7 k m、農用地区域外にあります。

本件は、隣接地で宅地分譲が行われることから、水の確保が困難となったため、畑地にして野菜などを栽培しようとするものです。

議長
7 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は住宅街に囲まれた一角となります。

申請地の状況は、周辺の宅地より一段低く、現在は草地でした。

雨水処理に関しては道路側溝に排水します。

汚水に関しては公共下水に接続して処理します。

埋立法面の処理は種子吹付を行います。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界につきましては既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

8 番

参考までに 1 m²あたりの単価を教えてくださいませんか。

事務局	申請書によりますと〇〇〇〇円/㎡となっています。
	他にありませんか。
	無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 115 号番号 117
	に賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員挙手)
	全員賛成により承認することといたします。
	また、報告第 50 号番号 14 の審議を終わります。
	次に番号 118 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 115 号番号 118 について議案書をもとに説明いたします。
	議案書 11 ページをご覧ください。
	譲受人、譲渡人、土地表示等は、議案書記載のとおりです。
	地目は田、面積は 338 ㎡です。
	位置図は 43 ページ、公図は 44 ページ、土地利用図は 45 ページ及び
	46 ページをご覧ください。
	申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から東へ約 0.4 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
	転用目的は、1 区画分の宅地造成です。
	申請の理由は、公共施設等に近く、交通の便も良いことから、需要が見込まれるため、すでに転用を受けた宅地(2 区画)と合わせて宅地分譲を行いたい譲受人の要望に、遠隔地に居住し、管理が困難となった譲渡人が応じたものです。
	契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。
	本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
7 番	現地の報告をさせていただきます。
	周辺の状況は住宅街に囲まれた地区です。
	申請地の状況は、一体利用地ということで以前申請があった農地の隣接地となります。
	一体利用地と同時申請をしていない理由としては 44 ページの地図でいきますと、〇〇と〇〇〇および〇〇〇という細長い農地がありますが、こちらの境界がはっきりしておらず今回の申請地については保留になっていた経緯があります。
	この度、境界が確定したため、一体利用地として申請するに至りました。
	雨水処理に関しては、溜枡に貯めて道路側溝に排水します。

議長

汚水に関しては公共下水に接続し処理します。
埋立法面の処理はありません。
周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。
境界につきましては境界杭と既設構造物で確認しています。
以上の事から特に問題はないと思います。報告を終わります。
何か質問はありませんか。
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 115 号番号 118 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により承認することといたします。
次に議案第 116 号の「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。

局長

今月の「現況証明願い」は 2 件ですが、1 件は先に審議が終わっていますので、残りの 1 件、議案第 116 号番号 29 について、議案書をもとに説明いたします。
議案書 47 ページをご覧ください。
申請者、土地表示等は、議案書記載のとおりです。
地目は田、面積は 36 m²です。
位置図は 50 ページ、公図は 51 ページをご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から南西へ約 0.8 k m、農用地外にあります。
本件は、昭和 63 年の〇〇〇〇〇〇〇〇により、代替地として取得した土地であり、当時から宅地と一体的に進入路として使用されております。

議長

7 番

すでに農地性は無く、この度、非農地証明に至ったものです。
次に現地調査報告をお願いします。
現地報告をさせていただきます。
周辺の状況は、〇〇〇〇〇〇の南側に位置しております。
先程お話がありましたように 2 回ほど立退きがあり、代替えの宅地等を利用していたということで農地性はないと考えます。
以上のことから問題はないと思います。現地報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。
ないようでしたらこれより採決に入ります。
議案第 116 号番号 29 に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により承認することといたします。

局長	次の報告第 50 号「水田埋め立て畑地造成事前申し出」は、すでに審議を終えていますので、その次の報告第 51 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出」について事務局の説明を求めます。 今月の「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出」は 1 件となります。 報告第 51 号番号 8 について議案書をもとに説明いたします。 議案書 64 ページをご覧ください。 転用者、土地表示等は、議案書記載のとおりです。 面積は 150 m²です。 位置図は 65 ページ、公図は 66 ページ、土地利用図は 67 ページをご覧ください。 届出地は、〇〇〇〇〇〇〇から南西へ約 1.6 k m、農用地外にあります。
議長 7 番	本件は、農業用機材等の置場を設置するものです。 次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、〇〇から 5～600m 西に入った〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の高架下にある農地です。 当地は宇部市からの通勤農業です。 申請地の状況ですが、現在草地となっており、ロープで囲んであります。 その他の農地は畑として使っておられます。 雨水に関しましては農業用排水路に排水いたします。 汚水に関しましては発生しません。 埋立は構築物がありますので更地のまま使用するという事です。 今後は、水稻がイノシシやシカの被害が多いので、近い将来、果樹に切り替えたいという話をされていきました。 境界は畦畔等で確認をしております。 以上のことから問題はないと思います。 これで現地報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたら、報告第 51 号番号 8 の審議を終わります。 次に報告第 52 号「公共事業の施行に伴う農地転用通知書」について事務局の説明を求めます。
局長	今月の公共事業の施行に伴う農地転用通知書は 1 件です。 報告第 52 号番号 14 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 68 ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人及び土地表示等は議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は 87 ㎡です。

位置図は 69 ページ、公図は 70 ページ、土地利用図は 71 ページをご覧ください。

申出地は、市役所から北へ約 1.2 k m、農用地外にあります。

本件は、〇〇〇〇〇〇〇〇の管路の維持管理上必要があるため、申出地を取得し、防草シートを設置するものです。

議長 7 番 次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

87 ㎡ですがこれは近辺の開発行為の時に、道路に取られたところに残った農地に〇〇〇〇〇管が埋設されているということです。

この上に防草シートを張って維持したいということでございます。

防草シートが張られた後は、所有権が〇〇〇の方に移ります。

雨水に関しましては農業用水路に自然流下で排水します。

汚水等は発生しません。

周辺農地への取水、排水、進入路についても影響ありません。

境界については、境界杭、既設構造物で確認をしております。

以上のことから問題はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 52 号番号 14 の審議を終わります。

次に報告第 53 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 議案書 72 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 126 の 1 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程をお願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 53 号の審議を終わります。

次に、議案第 117 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。なお農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして 12 番の村上委員さんは、この議事に参与することができませんので、恐れ入りますが本件審議中はご退席をお願いいたします。

(12 番村上委員退席)

議長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

議案書 74 ページ及び 75 ページを御覧ください。

議案第 117 号 農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 77 番から 85 番までの 8 件、18 筆、32,186 m²です。

ご審議の程お願いします。

議長

質問はありませんか

ないようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 117 号については原案どおり決定することとします。12 番村上委員さん自席にお戻りください。

(12 番村上委員 着席)

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長

次回の現地調査は、10 月 4 日(金)9 時から、田中委員、五十嵐委員でお願いします。

第 28 回総会は、10 月 10 日(木)午前 9 時半からで、会場は保健センター集団指導室です。

いつもと時間が異なり、午前中に行いますので、ご注意ください。

議長

以上をもちまして第 27 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 50 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

14 番委員

議事録署名委員

1 番委員